

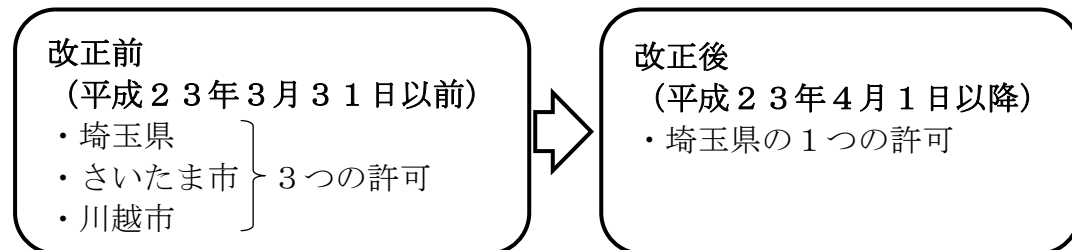
産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について (平成23年4月1日～)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）が改正され、平成23年4月1日から、産業廃棄物収集運搬業（積替え保管なし）許可の合理化が施行されることになりました。特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管なし）についても同様です。

1. 合理化の概要

これまで都道府県（埼玉県）内全域で産業廃棄物収集運搬業を行う場合は、都道府県知事（埼玉県知事）の許可と当該政令市（さいたま市及び川越市）の許可が必要でしたが、改正後（平成23年4月1日以降）は、原則として都道府県知事（埼玉県知事）の許可のみで都道府県（埼玉県）内全域での産業廃棄物収集運搬業を行うことが可能になります。

【埼玉県内全域で産業廃棄物収集運搬業を行うために必要な許可】



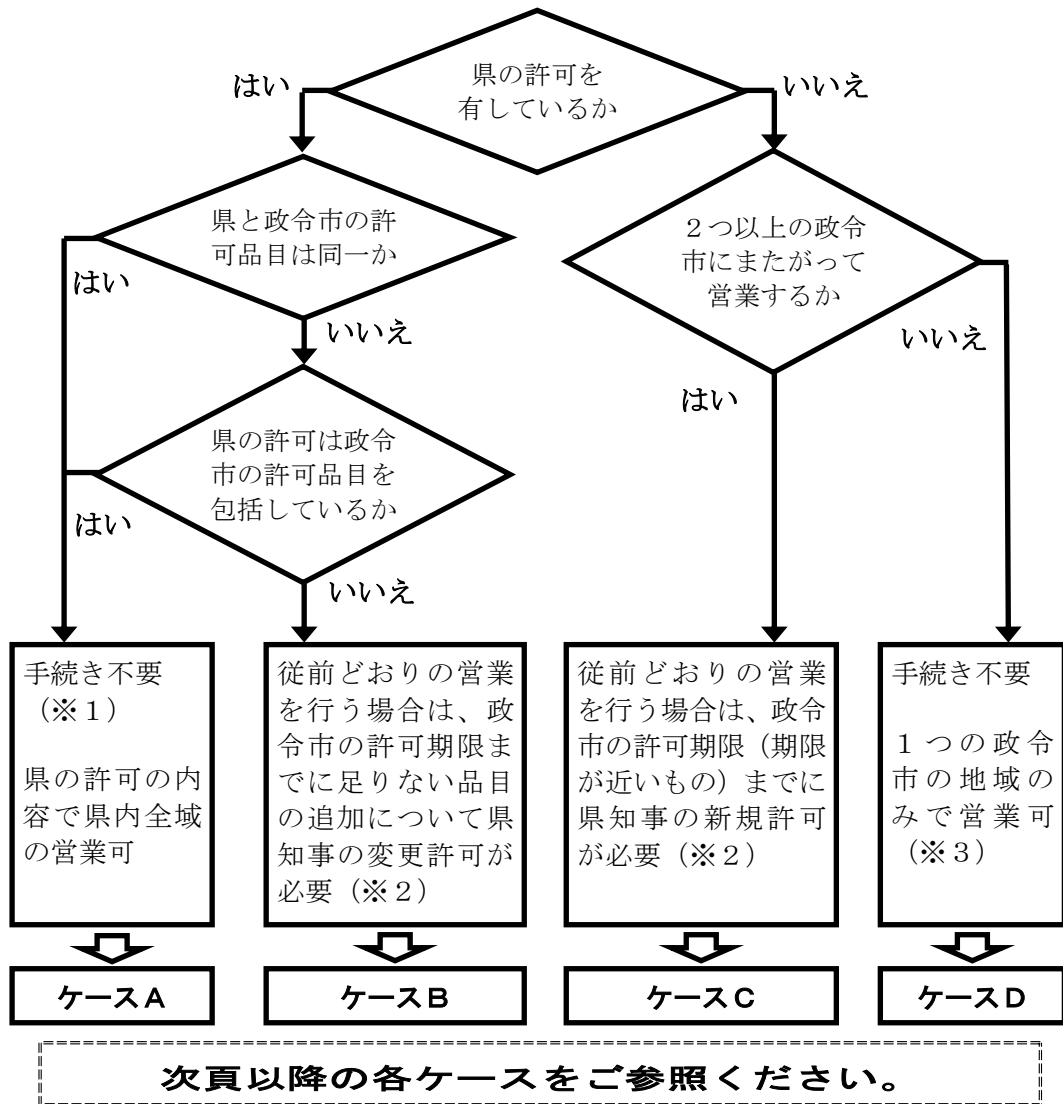
ただし、以下の場合には例外になります。

- (1) 政令市（さいたま市または川越市）の区域内で積替え保管を行う場合
- (2) 埼玉県内において、さいたま市または川越市のいずれか一方のみで収集運搬業を行う場合
- (3) 埼玉県許可がない場合、または埼玉県許可はあるが、政令市（さいたま市または川越市）許可の事業範囲の方が広い場合（この場合、政令市の有効期限満了までに埼玉県の新規許可または変更許可を受ける必要があります。）

※事業範囲が広い場合とは、許可品目の数が多い場合や、同じ品目でも限定がない場合などがあります。

2. 既存の産業廃棄物収集運搬業者が従前どおりの業を行うためには

川越市許可を取得して産業廃棄物収集運搬業を営んでいる既存の許可業者の方が、改正後（平成23年4月1日以降）も従前どおりの業を行うには、既に取得している埼玉県や政令市（さいたま市及び川越市）の許可の内容によって対応が異なります。既存の許可業者の方が従前どおりの業を行うために必要な手続きは、次の判定チャートで判定してください。



- ※1 平成23年4月1日時点で川越市（政令市）の許可は失効します。
- ※2 県の新規または変更許可を取得した時点で川越市（政令市）の許可は失効します。
- ※3 従前の有効期限経過後も更新することが可能です。

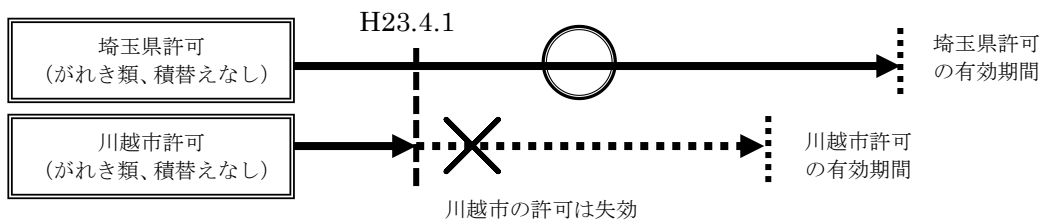
ケースA

埼玉県許可を有し、県と川越市の許可が同一か、県の許可が川越市の許可品目を包括している場合

【具体例：埼玉県（がれき類、積替えなし）、川越市（がれき類、積替えなし）】

埼玉県許可の事業範囲（がれき類、積替えなし）で県内全域において業を行うことができます。川越市の許可は平成23年4月1日で自動的に失効します。

※埼玉県の許可証に「営業の範囲はさいたま市及び川越市の区域を除く埼玉県の区域とする。」と記載がある場合でも、平成23年4月1日以降、さいたま市と川越市の区域で営業することができます。

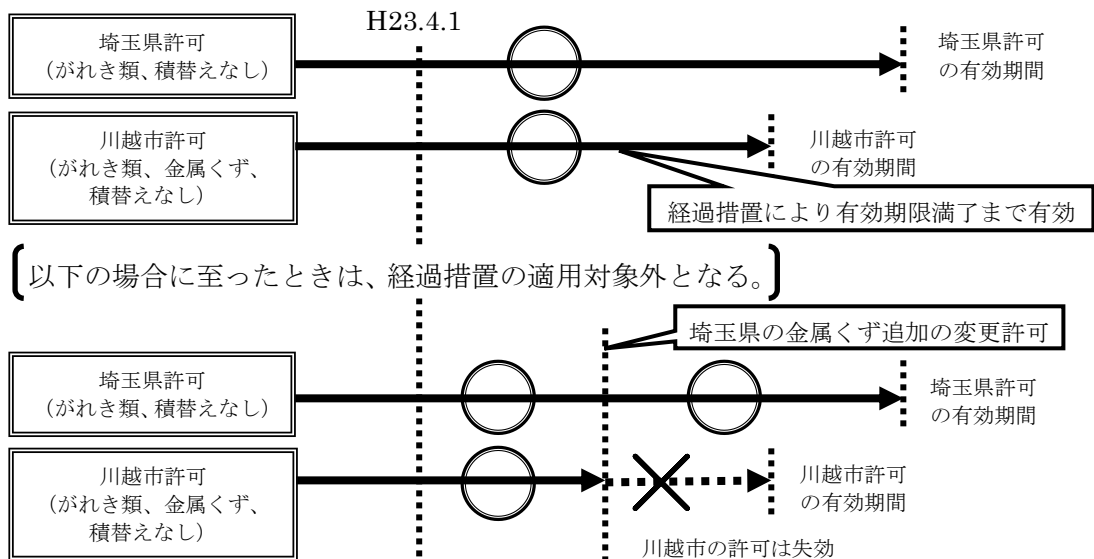


ケースB

埼玉県許可の事業範囲より川越市許可の事業範囲が広い場合（川越市の許可の品目が多い場合等）

【具体例：埼玉県（がれき類、積替えなし）、川越市（がれき類と金属くず、積替えなし）】

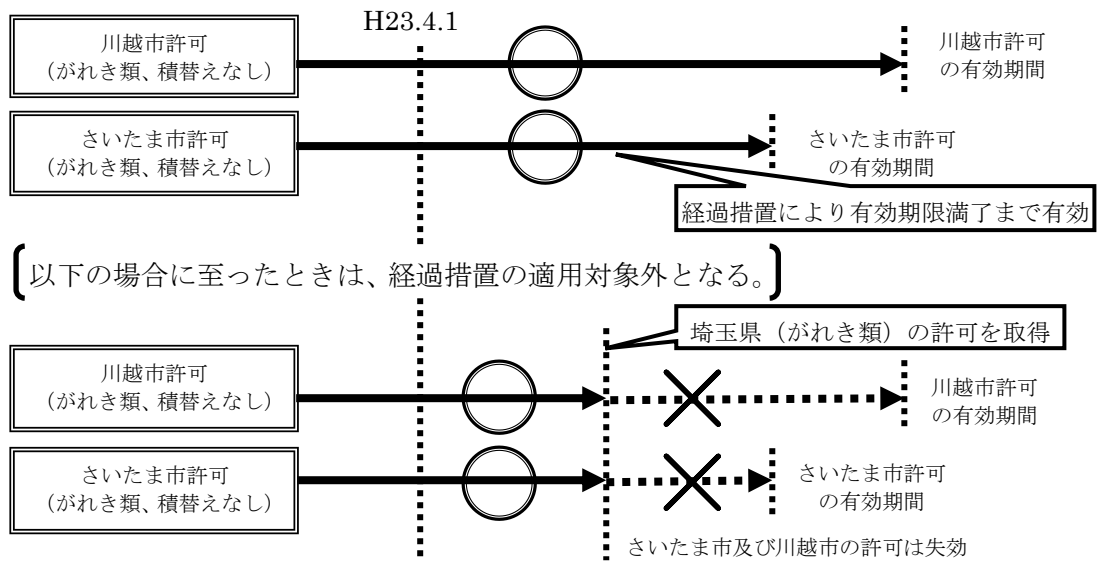
平成23年4月1日以降、従前どおり川越市で業を行うためには、川越市の許可期限までに埼玉県の変更の許可を受ける必要があります。



ケースC

埼玉県許可を有していないで、さいたま市と川越市の許可を有している場合
【具体例：埼玉県許可なし、さいたま市（がれき類、積替えなし）、川越市（がれき類、積替えなし）】

平成23年4月1日以降、従前どおりさいたま市及び川越市で業を行うためには、さいたま市または川越市の許可期限（いずれかの期限が近いもの）までに埼玉県の新規の許可を受ける必要があります。さいたま市及び川越市の許可の有効期限経過後は更新できませんので注意してください。

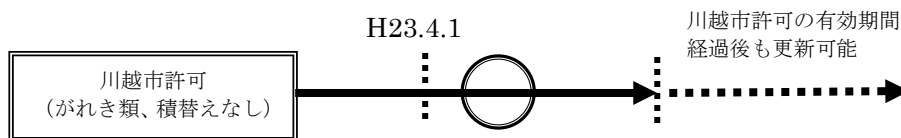


ケースD

埼玉県内において、川越市許可のみを有している場合
【具体例：川越市（がれき類、積替えなし）許可のみ】

平成23年4月1日以降も、川越市許可は有効です。川越市許可の有効期限経過後も更新することができます。

ただし、埼玉県内の川越市以外で営業する場合は、埼玉県許可を新規で取得する必要がありますので、注意してください。



問い合わせ先

川越市 環境部 産業廃棄物指導課
〒356-8601 川越市元町1丁目3番地1
電話：049-224-5421（直通）
FAX：049-225-9800
E-mail：sanpaishido@city.kawagoe.saitama.jp